

所属長の専決により配置できる所属職員の範囲 の改正（拡大）について

（昭和63年3月11日岩警発第229号警察本部長）

各 部 長
各 所 属 長

岩手県警察代決、専決に関する訓令の一部を改正する訓令（昭和63年3月8日警察本部訓令第2号）の施行に伴い、課長等の共通専決事項（第6条）及び署長の専決事項（第13条）の一部を改正して、昭和63年3月8日から実施することとしたが、本改正の要点等は次のとおりであるから事務処理に誤りのないようになされたい。

記

1 改正理由

ここ数年来、組織改正及び一般職員の処遇改善方策に伴い、本部長発令により担当職務まで指定して配置する主査、係長以上のポストが増加してきている。

また、主査、係長以上の職員を配置換えする場合は本部長発令をもってしか行えないため、一旦配置した場合は次期配置換えまでの間、一所属一係が原則的な配置となっている。

このため、所属長の裁量により配置又は配置換のできる職員の範囲が限定され、所属内職員の配置が硬直化してきており、より弾力的な運用が図られるような制度に改めることが必要になってきた。

このようなことから、所属長が所属職員個々の適性等を把握し、適材適所の配置が行えるよう所属長発令により配置又は配置換のできる職の範囲を拡大し、もって適正な人事管理と職務能率の向上を図ろうとするものである。

2 改正の要点

従来、所属長専決により配置又は配置換のできる一般職員の職の範囲は、「主任以下の職員」に限定していたが、これを次のとおり改めることとした。

(1) 主査、係長以上の職への昇任については、従来どおり本部長発令により行うこととする。

(2) 主査、係長（副主幹の兼務する係長の職を含む。）以下の職にある者の担当職務の指定については、所属長発令により行うこととする。

3 運用上の留意点

(1) 従来は、一般職員の主査、係長の配置を行う場合は、所属、職及び担当職務を辞令書（人事異動通知書）に明示して交付していたが、改正後は所属と職のみ明示して交付することとするので、担当職務の指定については所属長発令により行うこととする。

(2) 所属長発令により副主幹以下の職員を配置する場合は、岩手県警察本部処務規程（昭和41年1月1日 警察本部訓令第6号）第3条及び警察署の処務に関する訓令（昭和52年7月12日 警察本部訓令第14号）第8条の規定により所属内配置簿を用いて配置（担当職務を指定）し、その結果は所属内配置報告書により速やかに報告すること。

(3) 本件は、訓令の施行日以後に人事異動のあった者が対象となるものである。

従って、施行日以後も引続き従前の職にとどまる者（担当職務にも異動の無い者）については、新たに所属長発令を行うなどの手続きは必要ないものとする。

添付資料（省略）

資料1 「岩手県警察代決、専決に関する訓令新旧対照表」（抄）

資料2 「一般職員の人事異動発令権者区分新旧対照表」

資料3 「本部長発令、所属長発令の範囲及び発令方法新旧対照表」